

社会福祉法人 やまだい福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまだい福社会（以下「法人」という。）定款9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規定は、平成29年4月1日より施行する。